

# 近世末期の辺地農村における社会思潮の一面

—— 二点の奇抜な資料をめぐって ——

後 藤 重 巳

## (一) はじめに

十七世紀初頭に確立をみた徳川氏による江戸幕府の支配体制は、元禄期を経た一世紀後の十八世紀初葉には、早くも大きな矛盾に直面し、八代將軍吉宗による、いわゆる「享保の改革」の断行を余儀なくされる程までに大きく変質するのである。

吉宗のこの改革の基本方針は「万事権現様御定之通り」という点にあり、徳川家康の幕府草創期の理念に立ち帰ることであった。しかし強力な統一政権による中央集権国家としての近世社会は、政治構造の一面だけをとってみても、史上に比類ない規模の大きさと、構造の複雑さとを有し、それを支えた経済機構もまた同様で、吉宗の意図した大改革もたやすくは所期の目的を達成し得るものではなかった。

この改革で具体的に目標としたものは、農村経済の変質などに起因する幕府財政の窮乏打開にあったが、すでに限界的な貢租体系では、期待ある程の成果を生むものではなかった。勿論、この改革で打ち出されたいくつかの施策は、一時的には幕藩体制の安定化に寄与するところもあつたが、全面的な決定打とはならなかった。

以降、幕府は、幕政が危機に直面するたびに大改革を断行し、それは十八世紀末期の寛政の改革、十九世紀前期中葉の天保の改革などとして具現したのであつた。

さて、二世紀半に及ぶこの近世社会の歴史的推移の過程を、社会文化史的な側面から落差的にとらえることの出来る事象がある。周知の如く、それは元禄期と文化・文政期とであり、いわゆる「元禄文化」「化政文化」として対比される双方に顕著な特質を持つ先後する二つの時代である。

この「元禄文化」と「化政文化」という呼称は、別にそれぞれ「上方文化」「江戸文化」と呼び替えられる如く、時代差、地域差として認識されるものであるけれども、そこにはともすると、歴史地理的に「元禄」と「文化文政」という時代及び「上方」「江戸」という地域に萎縮限定化されて受け止められる危険性を有している。

いわゆる「幕藩体制」という政治社会構造下では、全国に領国を設定する藩は、大名領主政権下の封鎖的な領国として存在すると同時に、幕府という強力な統一政権下に属するが故に、開放された政権であることを強制されてもいる。

特に、藩が流通経済面において、領国経済としての封鎖性を破り、全国市場への参加は否定すべくもない現実であつたことを考えれば、先の「元禄文化」||「上方文化」、「化政文化」||「江戸文化」に対する萎縮限定的な解釈は、歴史地理的により拡大的・弾力的に理解されなければなるまい。

近時、私は、東九州地方における近世期文書に強い関心を持ち続け

て探索を試みているが、それらの史料中には、近世期の地方的文化と中央的文化とが、或る時は対比的に、またある時は相乘的に存在することを証する様なものが散見することに関心を持ち始めている。

本小稿で紹介を試みようとする資料も、そうした観点の元で管見されたものであり、この如き新しい資料への関心は、これまで比較的等閑視されて来た近世期辺地農村社会の思潮面を中心にした実態を究明するために、或る程度の意味を有するものと考えている。

以下、二点の特異な資料の形態と内容をめぐって、その紹介を兼ねて若干の私見を述べてみたい。

(二) 資料について

(1) 第一資料「乍恐以書附 奉願候事」について。

この第一資料は、宇佐市中原、広崎ヒサヨ氏の所蔵する文書中に含まれるものである。

広崎氏は、豊前宇佐地方の中世期土豪に系譜を引く家系にあり、現在六十余点に及ぶ中世期文書と、二十点余の、一紙ものを主体にした近世期文書を所蔵しており、本資料は後者の中の一点である。

さて、この資料は、その外題からも推察できる如く、請願書の部類に属するものである。

発行人(請願者)は、地獄国中の一三六ヶ村に居住する鬼共の連名となっており、彼らから、先ずこの鬼村を統治する役人としての地獄の十王に上表され、ここでこの請願内容の真否の確認が行なわれたのち、十王らの印諾承し奥印をなし、最終的に閻魔庁の長たる閻魔大王の元に提出された形式をとっている。

先ず、その全ヶ條を見よう。

乍恐以書附「奉願候事

(1) 私共村々の儀は、從<sub>二</sub>先祖<sub>一</sub>不法不律の輩罷越、閻魔朝廷の御裁許の上、右の族落来、種々呵責仕、家々共夫食被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>國中豊かに相暮来候処、近年娑婆国仏道甚だ繁昌仕候<sub>二</sub>付、不<sub>レ</sub>殘極樂或は天道御遣被<sub>レ</sub>候候に付、自然國中村々共に夫食無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>、難儀至極仕候、且又稀<sub>二</sub>落来候罪人<sub>一</sub>・賊人の族・粟或は打首等の者ばかりにて、一向油氣無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候に付、甚味氣悪敷不<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>喰候、喰候共力に成不<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>皆々及<sub>二</sub>渴命<sub>一</sub>ばかりの躰にて、何共致方無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>難法至極の段賢察可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下候事<sub>一</sub>。

(2) 三途川原釣網など、又被<sub>二</sub>年寄<sub>一</sub>候鬼共、極楽に内縁を求め、掛弟子罷成、衣を着、鉦鼓打、大津・草津の間に罷出、一紙半錢の他力願、或丹波大江山・勢州鈴鹿山、又京都九條通羅生門迄、縁類御座候鬼共、少々の助力を以頼、兎角取続申候仕合御座候、就<sub>二</sub>中從類多有<sub>レ</sub>之候鬼共、必死の及<sub>二</sub>困窮<sub>一</sub>候<sub>二</sub>付、兼て被<sub>二</sub>渡置<sub>一</sub>候鉄の棒・斧・鉞・舌拔など其外の諸道具迄、無是非質物に入置候者御座候えば自然重罪の者共落来、呵責の仕付の節、大切御用等差支由候、依之何共恐多候え共、為<sub>二</sub>御救<sub>一</sub>左の通御免被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候様願上候事。

(3) 古来より有来候地獄敷多有<sub>レ</sub>之候処、只今にては、申上候通仏道繁昌に付、落来者少候<sub>二</sub>付、修覆等も成兼、間々退転候所も御座候。尤、無間・焦熱・叫喚等格別其外別所の小地獄等、此度開地被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候ハハ、年々粟・黍・稗・唐芋等根付、以て惡地獄中養助力仕度候、尤地合悪敷、嶮岨の地は、桧・杉・松等の類植立申度御願上候事。

(4) 三途川、從<sub>二</sub>古来<sub>一</sub>船渡にて御座候え共、只今上橋仕、壹人前六錢宛渡賃取候様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下候様奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候事。

(5) 兩隣の川原にて、老ケ年兩度宛、見世物芝居御免被<sub>レ</sub>下候ハハ、盆

正月興行仕、子供に見せ申度、左候ハハは又渡世に成可<sub>レ</sub>申事。

(6) 死出の山年久敷、枯木朽倒居申候、依<sub>レ</sub>之往生人通の妨相成候間、

朽木・下枝等拂方被<sub>レ</sub>仰付下<sub>レ</sub>候事。

(7) 死出の山、六道の辻の間、往生人道筋有<sub>レ</sub>之候えば何卒百軒ばかりの

新町御免被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候えば、老女并妻子へ煙草・草履・鼻紙の類菓子等為<sub>レ</sub>売、渡世為<sub>レ</sub>致申度、尚美麗成る遊女共落来候ハハ、

呵責の替勤等為<sub>レ</sub>致可<sub>レ</sub>申候事。

(8) 近年宗躰にて、六道錢持參無<sub>レ</sub>之往生人御座候に付、惣地獄自然鳥

目拂底御座候、依<sub>レ</sub>之、何卒十年札遣い被<sub>レ</sub>仰付可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候事。

(9) 畜生道に埋居候牛馬の骨、大分の事御座候、是又御免被<sub>レ</sub>仰付候

ハハ朝鮮・琉球表へ積渡、糖糞に売拂申度候事。

文化八末年二月

前書の通、地獄中至て難渋の段髓ニ見届申処、全相違無<sub>レ</sub>御座候

間、右鬼共願の通被<sub>レ</sub>仰付可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下段、下方何之差支無<sub>レ</sub>御座候ニ

付、奥印仕、差出申候。以上

閻魔大王（殿）

以上が、本資料の全ケ條であるが、以下各ケ條の大意についてみて

おこう。

地獄村々

惣鬼 連判

十王中連印

以上が、本資料の全ケ條であるが、以下各ケ條の大意についてみて

おこう。

地獄村々

惣鬼 連判

十王中連印

以上が、本資料の全ケ條であるが、以下各ケ條の大意についてみて

おこう。

地獄世界

閻魔大王

もともと、人間は生前に犯した罪の度合を閻魔大王によって裁か

れ地獄村に送られて来た。地獄村では、鬼が彼らに呵責を加えたり、

これを食用にしたりして、何自由なく暮して来た。ところが近時、

人間世界には「佛道」が普及し、地獄送りになる程の悪人が減少し

た。このため、地獄の村々では、呵責の仕事なく失職し、食用とし

ての肉も拂底して困窮にあえいでいる。時たまに送られて来る人

間といえば、極悪非道の悪業によりはりつけや打首の刑に処せられ

た者どもばかりで、人間の味を持たない奴ばかりで、さっぱり味が

ない。喰つてみたところで、滋養になる代物ではない。地獄村では

鬼一同が飢え死寸前の危機に直面しているので、この現状を理解し

て欲しい。

と述べて、まず、この嘆願書を上表する趣旨を説明する段となつてい

る。

(一) 第二條は、この様な状況下にある地獄の村々において、不如意な

鬼たちの生活状況について、具体例をあげて説明する。すなわち、

生活に困つた鬼の中には、三途川で魚を獲つて飢をしのぎ、老年

鬼は、知るべを頼つて極楽にまで出向き、佛の弟子になつて法衣を

付け、託鉢稼業で一紙半銭の収入を求める始末。またある鬼は、大

江山・鈴鹿山・京の羅生門に縁者を頼つてその助力で辛うじて食つ

ている次第。家族多い鬼は殊更に困窮、万策の果てに、商売道具た

る鉄棒や斧や舌抜きまで質に置き、時たま送られて来る罪人の呵責

に支障を来たす者さえ出る始末。全体この様な状態なので、この苦

境を脱するための次の如き新施策を認可して欲しい。

との請願理由の説明をする。

(二) 古来から数多くあつた地獄の内には、送られて来る罪人の減少に

よつて経済的に行きづまり、特に小地獄村の中には廢村同様の事態に

追い込まれている村もあるので、これらの村々の再建を計りたい。具

に

に

に

体的な施策として、粟・黍・稗・唐芋などを栽培し、それも出来兼ねる地味の悪い地獄村には、松・杉・松などを植樹したいので、許可して欲しいとの意見。

(四)死者が渡る三途川は、昔から船便で渡っているが、今回この川に橋を架け、一人当たり六錢(六文)ずつの通交料を徴収して、生計の足しにしたいので認可して欲しいと請願する。

(五)三途川の河原に芝居小屋を張り、子供たちに芝居を見物させ、木戸銭を徴収すれば、これも収入の足になることであろう故、許可して欲しい。

(六)死出の山に立枯れしている古木や、倒木は、亡者の通交の妨げにもなっているので、これを地獄村に拂い下げて貰えば、地獄村も助かり、一挙兩得な策であろうと述べる。

(七)この第七條では、「死出の山と六道の辻との間は、往生人の通る道筋に当たるので、ここに百軒ばかりの新町を開かせて欲しい。新設の店で、老母・妻子に、煙草・わらじ・鼻紙・菓子などを売らせれば、渡世の足しになるであろう。また、送られて来る罪人の中に、もし美女でもいれば、呵責の代動に売らせれば評判になるでしょう」と云う計画を述べ、認可して欲しいと要請する。

(八)「最近では、六道銭すら持たない亡者も多く、地獄村では、金銭が拂底しているので、十年を期限とする紙幣の発行を許可して欲しい」との主張。

(九)この最終條では、畜生道に埋れている牛馬の骨を掘り出し、これを朝鮮や琉球などに、砂糖作りの肥料として積み出し、収入の一助としたいと述べる。

以上、九ヶ條の内、第二條までが地獄村での困窮の様子を総括的に述べ、第三條以下が、地獄村の再建、鬼の生活の救済のための施策について具体的な計画を示して、認可して欲しい旨を請願するものであ

る。

(四)第二資料「洗濯所より蚤・虱・蚊どもへ御申出の事、并虫三ヶ仲間より洗濯所願出候事」について。

第二資料として掲げる本資料は、両表紙を含めて計十六葉の小綴帳で、表紙部分は大半を欠損、残念乍ら外題を知り得ない。表紙残欠部分に「本主、工藤[ ]五郎・書之、[ ]記・全」と見えている。本史料は、旧日出藩山香村庄屋・工藤氏の家に旧蔵されていたものである。この工藤家には、幕末期の当主に工藤勝五郎があり、本史料の表紙残欠部分に見える「工藤[ ]五郎」は、この勝五郎に外なるまい。仮名の多く交じる文体で、やや乱雑な筆記の感を受けるが、文中に訂正ヶ所・文字もないところから、案文的なものではないらしい。

以下、全文を掲げる。

洗濯所より蚤・虱・蚊どもへ御申出之事

并虫三ヶ仲間より洗濯所江願出候事

(甲)洗濯所より御申出の事

(一)虱共の儀は、先年、相改め置候通り、不日商売共外、ひにん婦せうの類、夜衣ふとん又はうこん染の類いはばからず、はいくわい致候段、もつての外二候、其の上、春さきは、花見などと名付、けんぞくを召しつれ、うわばい致候もの共、あまた有之うちきもの又は女郎などハ別てせきめん致し候段、相聞候、はなはだおごりがましく、ふらちなる事に候。これによつて、せんたく所より申置候へ共、心得違のもの共有之。ぬい目をくぐり、かげをかくし候段、甚以ふらち成御事二候。いらいは、はだぎのうらくは申すにおよばず、はしばしにおいてもみだりに子を生み付け候事、

相知れ候ハハ、むし目がねをもつて、相改らため、おやしらみはもちろん、じゆうるいえんじやにいたるまで、せんたく所において、にえゆをかけさせ、みなころしに致すべきものなり。

(二) 蚤共の儀は、冬春はえんりよいたし、夏ばかりとせい致すはずの所、きんねんはなはだみだりに相成、四季のしゃべつなく、とびあるき、寒中よりかゆがらせ候段、しらみ同様に、まぎらわしくふらちしごき候。別て夏はみじかよに、せせりおこし、度々うちつかせ候段、わがまなる事に候。まへく相ふれ候へ共、其のせつはあしばやにとびあるき、たたみのへり、あるいはしき合などのかげにかくれ候事決て致間敷候。もし右躰のもの共、有之においては、さつてのゆびさきにて、おさえ取、木枕の上にて、ばつちりといわすべきものなり。

(三) 蚊共儀は、野じゆくひんぶのもの共ならびに、蚊帳の外にうたたねのものどもにとまり、とせい致すはずのところ、近年、甚だみだりに相成、蚊帳の底ぶれはもちろん、やすかやなど布めあらくをかながえ、しのび入り病人とうをいとわず、くらい候ゆへ、其あとしゆつとに相成、なんぎのものあまたこれあり。別てろうじん子とも、ひるね致しい候をかながへ、はく中はたらき候事、さてさてふらちに候。まえくは、みみもとへことわりのうへ、とまりてとせい致し候ゆへ、そのままに指置候所、ちかごろはなんのことわりも無之、おとなしにとまり、ぞんぶんのはたらき致候。其上、大勢申あわせ、くれそうそうより辻々にておどりをよふし、ちらくもようのゆかたなど、一やうにこしらへ、おどりに長じ、しよにんにゆきあたり、あまつさえ、大道にてもちをつく事はばからず、大ぎやうなる致方、もつてのほかなる儀に候。いらひ、ゆうすずみ致候ばしよ、ならびにおうらいのさまざま相成申さず様、まえくの通り、ほうふり虫のころをわすれず、おんびんにとせい可致候。もしいはいのもの共、これある

におひては、しぶうちには、おかくず、かやの木をもって、いぶし残らず追出すべきもの也。

蚤取元年蚊五月  
洗濯所  
荒木 灰煮灰 御判  
虫三ヶ仲間之者へ

(1)〔乙〕 乍<sup>レ</sup>恐奉願上候 三ヶ仲間より口上書

四月とお免をこふもり、それより秋のころまで、きせん上下のへだてなく、とせい仕候得共、一せつごうよくなる儀は仕らず候に付き、あとくのさわりはすこしもこれなく候。近頃諸人のミ取と申道具をこしらへ、とりもちをもつて、我々仲間のもの共からめとられ候だん、千万なげかわしくぞんじ候。この儀ヲ御差留被<sup>レ</sup>下候ハハ、以後は長とう留も仕ず、夏季ばかり渡世任り、尚又、きるい御ふるいのせつは、きつと立のき可<sup>レ</sup>申候。

(2) 志らみ仲間の儀は、系図無<sup>レ</sup>之もの様の相成候得共せんそはかつらぎの神のこういんあけほのしのめと申すものばつようなり。今に夜明、ことに東しらみととなえ候事かくれ無<sup>レ</sup>御座一候。然は冬ばかりのとせいかぎらず、又きせんへのだても有まじく候所、きんはうこん染をおんめし被成候故いつせつたちより申されず候。下々ばかりいりこみ渡世仕候所、ちかごろは、字せひもと申水かねのどくやくをもつて、六拾ヶ日が間、我々しそのねをたち候事、はなはだなんじゆうに候。被<sup>レ</sup>二仰渡一候事、めい<sup>レ</sup>きつと相まもり申候間、なにとぞうせひもの儀、御差留被<sup>レ</sup>下

候様御願申上候。

(3) かなかまの儀は、ざいへん江まいり渡世仕候て、町中江まいり候ものは、いと少のことに御座候。何方にても、蚊帳・めん帳・し帳などをとり、用心きびしく候得は、なか／＼立寄りがたく候。蚊帳の目をくぐり候事などは毛頭無<sup>レ</sup>之候。蚊帳・めん帳のほとりをわたらいのせつ、ぬい目ほくろび御座候得ば、それよりしび入候事は、くわぬがかなしきの出来心にて御座候。また病人・こどもしうなどは、かいほうにんうちわをもつてせわ致され候得は、たやすくたちより候儀なりがたく、かいほう人のねむり居候ゆだんゆへ、出来心にて、せせり候事も御座候。また辻にておどりを仕候事、御しかりに預り候。是は、私共下々の仲間にて、やぶにて渡世仕候所、ちかごろ所々のやぶに、しねんかうと申やまいはやり住家なきゆへ、はく中にも小ぐらき所をかんがえ、うえをしのご申候。又たそがれ、もちをつき候事は、きんらい御城下町々にて、ハグ屋の木・おがくづ等をあまた売あるき候。もつばら是をもとめ、家々にくすべ候故、一向家内へ立寄候事相成かたく候に付、いぬさへくわぬ夏のもちをつき、しんみようをつなぎ申候。

三ヶ仲間のものども、被<sup>レ</sup>仰渡<sup>レ</sup>候趣かたく相守申候間、何卒、かいぶし売・取もち・うせひも、右三品を御差留被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候ハハ、冥加のため、蚊かしら千本、しらみの皮五百枚、のみのきんたま百五拾斤、并わりよき式丁、まいねんちたいたなく奉<sup>レ</sup>指上<sup>レ</sup>候間、右の段、御聞届被<sup>レ</sup>下候ハハ、難<sup>レ</sup>有奉<sup>レ</sup>存候。

以上

蚤取元年蚊五月

畳屋町筋ほこり丁

蚤仲間惣代	豆	屋	飛助	判
せすじ町千手くわんのんまへ				
虱仲間惣代	麦つぶ屋	清九郎		判
ため水町				
蚊仲間惣代	棒ふりや	忠助		判
大どぶのはた				
幼少にて代判	倉がりや	文右衛門		判

#### 御洗濯所 様

さて、この資料は外題によって明らかな如く、「洗濯所」から、蚤・虱・蚊に対するの通達の部分(甲)と、この通達に対する「虫三ヶ仲間」からの応答、請願部分(乙)とから成っている。

以下、その内容について概述しておく。

(甲)部分「洗濯所」と呼ばれる「役所」からの通達は、虱・蚤・蚊の三者に対する個別の通達それぞれ一ヶ條、計三ヶ條から成っている。

第一條は、虱に対する達しで、近来の横柄な振舞いは、当初の約定とことなると注意を与え、この通達を守らない場合は、「にえ湯をかけて、皆殺しにする」と述べるきびしい命令を通達する内容である。

第二條は、蚤仲間に対するもので、蚤には、本来、夏ばかり出て渡世する約束であったところ、この約束を守らず「わがままなる事に候」として、虱に対すると同様、厳しい通達内容となっている。

第三條の蚊に対する達しは、虱・蚤などに対するものに比して、長文となり、内容がやや詳しい。

すなわち、「本来、蚊は野宿者や蚊帳の外にうたたねしている者などにとまって渡世致すべきものなのに、近来では蚊帳の内に迄入り込むのは不都合だ。また近年では、チラ／＼模様の揃いのゆかたなど拵え、日暮早々から踊りに長ずるなどの風体は以つての外である。更に夕方

など往来ばたに集り餅をつくなどの仕業もけしからぬ。以後は、以前の通り、ほうふり虫の心をわすれず、穩便に渡世致すべし。」と通達する。

以上の虫三者への通達に対する応答部分が、(乙)の三ヶ條である。

外題は「乍<sup>レ</sup>恐、奉<sup>レ</sup>願上<sup>一</sup>候 三ヶ仲間より口上書」と見え、内容は、前述の洗濯所から虫三者への嚴重な申し渡しに對する弁解と、請願とから成っている。

第一ヶ條の蚤仲間からの内容は、蚤と人間との出合いの経過から述べ始め、近時、四季を分たず出没して人に喰ひ付くのは、人間が「とりもち」をもって捕えるからであり、若し、これをやめて夏の間心ゆくまで喰わせて貰えるならば、夏以外の長逗留は致しません、衣類を振るつた際には、必らず立ちのきますと述べている。

第二條の虱からの要請でも、蚤と同様に、人間とのかかわりの始めについて述べたのち、やはり「うせひも」と呼ぶ毒薬で殺し追い立てられるために、充分に食えない哀しきからの所業として、季節を弁えず出没するのであり、この薬の使用を中断させて貰えるなら、夏季ばかり出没することに致しますと応答する。

第三條は、蚊仲間からの応答と請願内容とである。

この応答によると、蚊が蚊帳に入り込むのは、食えぬが哀しさからの出来心であり、また藪の中から表通りに出て踊りをするのも今日では薬で藪から追い出されたからで、更に往来で餅を搗くのも、人家からいぶし出され、致し方なく犬も喰わない夏の餅について飢をしいでいるのだと述べている。

以上の三ヶ條に続けて、虫三ヶ仲間共同の請願として、人が毒物を用いず、虫三ヶ仲間に従前通りの行動を認めて下さるならば、冥加金の代りとして、それぞれ蚊頭千本、虱の皮五百枚、蚤の金玉百五十斤などを上納したい旨を陳述している。

洗濯所からの通達の年月は、「蚤取元年蚊五月」と記されているが、

更に興味あるのは、虫三ヶ仲間が要請した(乙)部分の差出し者の住所、惣代の姓名の奇抜さであるう。

### (三) 二資料の特質

以上(二)の(イ)・(ロ)において紹介した二点の資料が、一体どの様な意味を持つのであろうか。

第一資料・第二資料とも、本来的に作者を別にするものであり、当然乍ら出所も異にし、またその形状・内容には大きな相異を持つ。しかし、両資料ともにもまことに「奇抜な発想」と云う共通点を持ち、更に、構文的に極めて巧妙で、すぐれた表現を持つ点が共通している。以下、そうした点に視点を向けて、両資料に共通する特異点についてみることにしよう。

#### (イ) 構想上の奇抜性

第一資料は、全舞台が地獄と鬼とを主人公とした構想から成り、人間世界を彼岸とし、鬼と鬼の村々を擬人化した作品である。

この請願書の発信者が、地獄国一三六ヶ村の鬼共の連名の形をとり、この請願書を、先ず中間役人として想定した地獄十王に提出、十王らは、その内容について真偽の程を吟味の上で確認の印を捺し、これを地獄の最高の長官たる閻魔大王に提出して決裁を仰ぐという構想は、奇抜そのものに外ならない。

一方、第二資料は、人間と蚤・虱・蚊との日常的な接触関係の中で、虫側を擬人化することによって、人間と対等な位置に設定、その段階で、人間を洗濯所なる役所の役人に、蚤・虱・蚊の三者を三ヶ仲間と呼び、特権を許可された商人的立場に擬定して対話させるといふ、第一資料に比しては、いくぶん複雑な内容構成をもたせている点に興味があり、これも構想が奇抜である。

## (四) 文書形式の忠実性

両資料とも、文書の形式に極めて忠実であることが共通している。

第一資料は、地獄村の窮状に関して詳細に述べ、その窮状打開の施策について具体的にケ條書きで請願する内容を持つているが、その文言もさること乍ら、表現にも巧妙である上に、この様な請願内容の書類は手続上、現実には、村民↓小庄屋↓大庄屋↓役所という一定の通過ルートがあり、このルートを踏み越えた上申は、いわゆる「越訴」と呼ばれて禁止された。従つて通過する庄屋などでは、請願内容の真偽を確認し、承認の奥印をなして、上部の役所に送進するのが定例であつた。

地獄村の村が複数であるために、鬼も複数となり連名の形式をとるのであり、十王なる仲介的役人の手を経て閻魔庁に上達するという形式は、極めて整然とした形式を踏むものである。

第二資料は、洗濯所なる役所から発せられる禁令の部分と、これに対する虫三ヶ仲間の応答・請願の部分から成るが、両部分とも、それぞれの内容にふさわしい形式の整つた文体を持つてゐる。

第一資料及び第二資料はともに文書の形式上、年号年代を不可欠とされるが、前者は文化八年二月と云う実年号年代を、後者は「蚤取元年蚊八月」と云う戯作的年号年代で、一応の形式を整えている。

## い、内容の客観性

第一・第二資料ともにその内容に極めて客観性があることは注目される点である。

第一資料の内容は、後述する如く、幕末期に普遍的な農村荒廃の実状を如実に表現するものであり、これに具体的に実存する村名を入れれば、実在的文書史料と目され得るものである。

第二資料も、観察性にすぐれている。すなわち、虱・蚤・蚊の習性について、これほどまでに詳しく観察し、その行動を描写している点

は、まことに驚異に値する観察眼であらう。

## (四) 二資料の時代背景

幕末期の農村が、商品・貨幣経済の浸入によつて大きく変質して来たことについては、今更ここで論じる必要のない事実であり、この現象は、ほぼ全国で普遍的にみられるところであつた。

この変質について、すでに早く荻生徂徠は『政談』で、太宰春台も『経済録拾遺』で指摘している如く、多くの心ある識者の目には黙視しえない異状な事態として映つていた。

この二資料の所在する豊前地方における幕末期の社会経済状態を物語る史料に、天保九年に西国郡代から発せられた「当郡困窮立直方一同御尋之上、御仕法被仰渡候御請書写」なるものがある。

当郡之儀、地所も打開、山より迎も格別深山にも無之、宜場所ニ候処、兎角作方も充分に不相見、少しの不作ニも難渋の小前多く、其日暮しの如くニ相見へ、薄情ニ成行、百姓方ニハ有間敷訳ニ候。併右躰成行候も、子細可有之哉と粗相調候処、村々小前日用少分の品ニテも、四日市又は中須賀其外店方ニて春より借り受、暮に至り相拂候仕来の由、御年貢は田畑より上り、且御定りより余分の御取立は無之候得共、買懸りの分は、借り候節錢不出候故、日用の品は勿論、嫁の髪道具、娘の袖口ニ至迄、思ひ付候ニまかせ買候姿故、暮に至り是はと驚き候程、拂方相高、其の外実用の塩、附ケ木の類の買懸りも不心附相増、暮ニ至り混雑及難渋無拠家財迄も取散し一中略し、且、沓ケ年貸ニ候得ば、夫丈ケの利分見込売渡候ニ付、高直の訳ニて、各高直の品を借受候儀、困窮の根元に候。右仕法、且風俗を不改内は、何ケ年相立候共、又は何程金銀相渡、世話いたし候ても、可立直由決て無之候一下略し。



右は、天保期の豊前宇佐郡の農村経済が、日常化した商品の「つけ買」によって困窮し、これを立ち直らせる方策として郡代が発した「仕法」の前書きの部分であるが、豊前の山間の小村にまで、新しい流通の波が打ち寄せていたものである。

豊後日田出身で、江戸中期に活躍し、日本農学史上に特筆さるべき存在となった大蔵永常は、農村経済を健全化するために商品作物の栽培を奨励したが、彼が特に注目した樹木に「櫨」があった。この櫨栽培を中心とした指導書『農家益』が版行されたのは享和二年（一八〇二）のことである。

これに触発されたものと思われるが、豊前宇佐郡上田村の庄屋の上田俊蔵は、櫨の試育を行ない、その有益性を説いて栽培普及に精力を注いだ。彼の櫨の栽培に関する研究指導書が「櫨育試百ヶ條」である。

この書は、万延元年（一八六〇）に版行されたものだが、それより前の天保十一年、「櫨徳分并仕立方年々試書」が書かれ、西国郡代役所に上表されている。

俊蔵は、この著述の中で、しきりに櫨の徳分を力説するが、民間では、余りに櫨の徳分を説く余り、栽培者が増加し、生産量が増大すると、櫨実の値段が安くなり、利益が少なくなると心配する風潮が強い事に対して、

追々櫨流行にて、諸人植付候ハハ、櫨下直ニ相成候様申候者有之候へ共、右は世界の広き事に気付不申、洪水之節、諸国数方の谷川より押て海に流れ出候へ共、広き海にて其水何方ニ有之候共見分ヶ兼、尚又、人々氣質は益々長じ、七八十年已前之咄、老人ニ承り候へハ、其時分は、当村内に足袋・焼燈杯持参之家は稀にこそ有之候由之所、當時は野山ニ行候ニも足袋ヲ履、焼燈は家別は勿論、若き者まで銘々所持いたし候様ニ相成候へハ、右二順じ諸式何程入増候哉無限、然ル上ハ、七八十年已前之徳者の暮し方は、当時貧窮ニ暮し候者と掛

合候間―下略―。

と述べ、経済生活の変化、例えば焼燈―提灯の普及は、蠟燭の需要の増大を来し、それは原材料たる櫨の必要を大きくして来ているので、如何に櫨栽培者が増大しても、櫨価格が低落する心配はないと主張している。

この様な十九世紀前期中葉の農村経済の大きな変質は、所詮、この農村経済を基盤とする幕藩体制の存在を揺がす結果となり、その対応策として具現するのが、天保の改革を中心とする幕政や藩政の改革であった。

これら諸改革で、骨子になった政策は、いわゆる「制出量入」策であり、具体的には、厳しい儉約政策、生産増大策による年貢収入の拡大、専売仕法による貨幣収入の独占強化策などであった。

先に見た上田俊蔵の指摘する如く「人々氣質は益々長じ」た世潮を衣・食・住など全ゆる面から節儉令で取り締る為の法令が濫発された。一方、新田の開発・国産品の奨励などによって生産量の拡大が図られ、収奪の強化が策された。しかし、これは幕府、藩の収益拡大の為にとられた政策であり、その成果は農村や農民に必ずしも還元されるものではなく、むしろ困窮化を増長するものでしかなかった。

更に奨励生産された特産品や流通作物などは、藩もしくは、それによって指名された特権商人などによって独占的に買い占められ、専売されたのであり、これもまたその利益が農村や農民に還元されるものではなかった。

幕末期に群発する百姓一揆が、その主要な原因として専売仕法などの収奪体制の強化にあったことは、今更言を待つまでもあるまい。

文化九年（一八一三）秋、岡藩のいわゆる「横山新法」撤回を要求して発生した文化一揆は、同年から翌年にかけて隣接する諸藩から、やがては豊前国にまで波及するという未曾有の一大一揆であったが、この

様に一地方に発生した一揆が、短期間のうちに藩内他地方・藩外にまで波及することの原因には、それを可能にする共通要素を持つていたからに外ならない。

##### (五) 体制批判をめぐって

さて、この様な、政治的・経済的危機に対する幕府や藩の改革的施策に関しての抵抗は、一揆と云う積極的な農民の行動ばかりでなく、識者の中にも批判的な態度を持つ者も少なくなかった。

文化九年の岡の文化大一揆に際し、一揆が進行中の十二月、同藩の著名な学者・田能村竹田は、二回に亘る建白書を藩主に提出している。その第一回の建白書の冒頭で、

此節百姓騒動の儀、御討入以来二百年の間、是程の大変は無御座候事を恐れ乍ら存じ奉候。最早、加様に相成申候上は、只今までの儀論じ申候も、是非に不及事に御座候。乍去、加様に相成申候も由縁なく不意に出来申候事には無御座候。たとへば、人の病氣も、必其始は、風塵・湿熱の感ずる処より起り申候。故に医者もその症を委細に考えて薬を施し、その病根を除きて、始て平癒仕る事に御座候。此処、元より得と御勘弁可有御座候共、かうに大変の節は、私体の者も力及ぶだけ存念不申上候ては、平日御扶持頂戴仕居候冥加の程、忘れ申筋に御座候故、乍恐不包申上候。

と先ず述べ、続けて

先年中沢氏、御勝手向被取計候後、井上大夫出で万事世話有之、依て御シメシ置きもまずまずつき、百姓の心も服し候得共、中々百姓富み候様には相成不申、兎角、貧しき者多く御座候。然る処、近年

御新法出来仕り、百姓共大に迷惑仕候。全体御上には下方の爲にも可相成、御憐憫の御心より出候御新法にも可有御座候得共其後に掛り候者の取計方悪しく候故に、百姓の迷惑と相成申候。その本は、三四人の所爲にて四五年の間に、二百年以来無之大変と相成申候。誠に恐多くも歎かはしき事に奉存候。但、私などの了簡には、両三年の内、飢饉御座候か、又は乍恐御内乱の儀にても万一御座候ハハか様に相成可申候哉と存居申候処――下略――。

との見解を述べて、「其役に取掛り候者の取計方悪しく」故に発生したのだとは形式上は表現してはいるものの、藩側に対する厳しい批判の態度を表明している事は否定できまい。

幕政・藩政の改革に対しては識者の中には、この竹田の如く批判的立場を表明する者も少なくなかったが、そうした事例を、今一・二例見て置く必要がある。

文政期をほぼ頂点として、この東九州地方に展開される経済的施策を代表するものに、周防灘西海岸における新田開発事業がある。

すなわち、この事業は、時の西国郡代・塩谷大四郎の代官見立てによる強制的な大規模新田開発であった。

文政九年、計画段階で塩谷郡代の「御国益」を方便とする事業要請に対して、島原藩(飛地)や関係村々では、このとてつもない事業計画に全面的には賛意を示さなかった。しかし、幕府の権力を背景にした西国郡代の意向に抵抗するすべもなく事業は推進され、莫大な資金・労力・時間を費して完成されたのが、宇佐海岸の新田地帯であった。

耕地面積の拡大によって、生産量を増大し、収取年貢の絶対量の増加を策した新田開発計画は、一応その理は通る。しかし、すでに辺地農村のすみずみにまで浸透した貨幣経済は、米作から多様な商品作物の栽培を志向する農民と、これらを流通機構に乗せて収益を求めようとする領主側との動きの中で「米ばなれ」現象を起しつつあった。

従つて、今更、資金・労力を投じてまで新田を開発することを疑問視する立場をとる者も少なくなかつた。

当時、これらの新田開発事業の一つ、宇佐郡住江新田工事に、上田村庄屋としての立場から参画を余儀なくされていた上田俊蔵さえもが

当時は大造の金銀・人力を費し、海面を仕切り、新開杯御仕立候得共、榎仕立の事は至て手安く、新開の万歩一も御費無之、年々新開ヲ耕作仕候、是又万歩一も手入方無之―下略―。

と暗にこの新田開発事業の無益性について批判し、むしろ換金作物としての榎栽培を推奨していることなどは注目すべきであろう。

新田開発事業に対して、批判の目を向けたのは、これらの事業に直接的に参画した上田俊蔵など庄屋層ばかりではなかつた。

当時、日田に居住し、この西国郡代・塩谷大四郎と密接な関係にあつた広瀬淡窓は、塩谷郡代の様々な施策を上げたのち、

―上略―新田ノ役起ルニ及ンテ、事体尤も大ナリ、此ニ於テ、民力尽キ、民賤窮シ、万口咀呪セリ。且隣国の封内ニ於テ新田ヲ開カントスルヨリ、怨ヲ諸候ニ結ビ、不令ノ聞エ遠近ニ施セリ。―中略―唯新田ノ役、民ヲ勞スルコト多クシテ、成功ニ及バズ。反ツテ累ヲ後人ニ貽セリ―下略―。

と述べて、結果的に、塩谷郡代の新田開発事業に対して「民ヲ勞スルコト多クシテ」功の少なかつたと批判の意を表している。

この淡窓は日田掛屋を代表する博多屋の相続人たる人物であつたが、学門に志して家督を弟久兵衛に譲つた事で知られる。この久兵衛は、自らの財を投入して、宇佐海岸に久兵衛新田を開発したが、この様な立場にあつた淡窓さえもが、政治的な権力のもとでの新田の開発

の無益さを批判したのであつた。

同じ頃、豊後日出の学者、帆足万里も

近来、西州、新田、徒ニ金財ヲ斥齒ノ中ニ投シテ、何ノ益ニも立タズ。適々用立候処ハ、強テ諸候浜海ノ地ヲ奪取ルユエ、徳川御家ノ為ニ怨ノ碑ヲ立ルニ同ジカルベシ―下略―。

と述べて、彼もまた、この様な新開計画の効用について疑問の意を表している。

つまり今や、体制側の治政や志向する様々の施策に対しての批判が続出する事態に到つたのである。

田能村竹田・広瀬淡窓・帆足万里らは、以上の様に、体制側の志向に対して、相当に手酷しい批判をなした。しかし、彼らは、藩政や、幕府代官と直結した身分的立場にあり、素意を述べてもさして災に罹らない立場にあつた。竹田は藩の經理に、淡窓は掛屋の立場を通して西国郡代と、万里は日出藩の藩政にそれぞれ直接、間接に参画している身分である。

彼らの動向を直ちに、反体制、反封建的だと規定することは速断すぎるかも知れない。

しかし、彼らの発言が体制側の志向を全体的に肯定するものではないことは確かであり、除々にではあるけれども、こうした体制批判の主張が顕著になりつつあることは否定すべくもない。そして、それを可能にしたのは、外でもない衆庶の声の支えであつた。この衆庶の声はまだ声にならない声の段階ではあるけれども、確実に彼らの眼耳に聴き分けられた筈である。

(六) 二資料の意味するもの

さて、以上見て来た如き幕末期の政治・経済・社会状態の中で、本稿で焦点をなす二点の資料は、如何なる意味を持つのであろうか。

両資料に共通する特質については、先に指摘した通りであるが、この二者の共通する特質を更に端的に指摘するならば、それは「戯作性」と云う点であらう。

一、先述した如く、第一資料で注目される点は、文化八年と云う年号年代と、その内容に見える歴史的現実性と云う問題である。

この請願書の発信者及び宛先は、それぞれ地獄村の鬼共と閻魔大王と云う擬人化された人物であるが、請願書の内容自体は、極めて実在的な歴史事実であり、文化八年と云う年代と符号する内容を持つていない。すなわち、ほぼ文化期を境いとする江戸末期農村では、例えば、

—上略—虫気強、其上人少之村にて、草手入等行届兼、例年難渋仕、且又、本村・下中田村分共に荒地畑過分に御座候て、御年貢年々相弁、或は、無主畑御年貢村弁等も御座候得ば、困窮者、弥増難渋仕候—中略—何卒乍恐格別之以御慈悲、村中困窮者共、其渡世在付之基二も可相成儀御取救被成下候ハハ—下略—。

と云う状態にあり、更にまた、

当村連々困窮之次第、全人少より民力相衰候儀に御座候—中略—昨年よりの不作にて、極困窮ものの内十人計は年六十余り候て、今以奉公稼に罷出候儀に御座候……年貢も年々年越しに相成、誠二難渋之次第言語に絶し候儀に御座候……何程農業出精仕候ても年来之未進方に打込二相成候—下略—。

と表現される末期的社会症状にあつたのである。

こうした現状は、第一資料の地獄村荒廃の様子を上申する記事と何ら変るところはない。請願書中の具体的な事項は、これもまた当時期の實在した農村と農民からの請願事項と寸分異なるものではなかつた。

それは、例えば飴売り、揚酒商売、塩売りなどの行商許可の申請や、生計のための蠟ジメや、豆腐作りや水車稼ぎの諸願の続出などと一致するものである。

しかし、こうした諸種の請願は、許可の条件として運上・冥加銀などを上納しようとも、全てが認可されるとは限らなかつた。その理由は、その認可が、現実には不可抗力的に変質して行きつつあるとは云え政治・経済体制の崩壊の速度をより加速する危険性を持つていたからであり、不認可の理由は、概して「時節柄」と云う表現が用いられた。

一方、この資料に見られる文化八年と云う年号年代の持つ意味も極めて大きい。

文化八年は、先にも触れた如く、その翌年の十一月に、岡藩において発生した一揆が、同藩内に普及、更には、隣接する諸藩にも波及して豊後・豊前国内は、大混乱に陥つた時代であつた。

この岡一揆の直接的な原因が、横山甚助の施行した専売仕法にあつたことは周知されるところであり、第一資料の請願事項の中に、自由営業の認可を要請するものと思われるものが多く見えるところからして、この内容は、農民側の一般世情を代弁しているものと考えてよからう。

二、第一資料の内容に比較すれば、第二資料の内容は、政治・経済的な面における歴史性は稀薄ではある。しかし、より俗社会生活面における具体的な事象を、極めて軽妙に突いている点に興味を持たれる。

そして更に興味を引くところは、禁令的な通達に対して、これに具体的な情況説明で反論し、これを論拠に逆に請願をなすという極めて

明快な内容をもっていることである。

この発想や論法は、近世法の特質としての威嚇的・反複的・禁令的な法令に対する被支配者のささやかな抵抗を暗示するものであり、これを洗濯所と虫三ヶ仲間と云う擬人化した社会関係の中で対話させている点に注目される。

近世期社会は、序列の社会であり、格式が最優先された社会であった。

洗濯所という権威もさることながら、虱・蚤・蚊にも、彼らが主張する様に、それぞれ先祖伝来の「家柄」を誇り、かつて公認・保証された「特権」を持っていた。ところが、社会の変化が、その伝統や特権の存続を危機に追い込んでいた。そこで、彼らは、その正統性を再確認する為の主張をしているのである。

社会文化的にみる時、江戸末期の文化・文政期を中心とする時代は「化政文化」＝江戸文化の名で呼ばれ、文学面に限れば、それは「化政文学」、「江戸文学」と呼び得るもので、その特質は「椰揄」に彩られた文学と云っても良い。

「嘉例」・「格式」・「先例」などの表現で代表される如く、すべてが、形式優先の社会に対する反抗の文学として評価されるものであり、替歌・狂歌・川柳などはその代表とされている。

享保の改革における一施策として「目安箱」の開設がある。これは一般庶民の政治に対する進言・要求・不満などを投書させる制度で、諸藩でもこの制度を取り入れて、城下町などに設置した。しかし、これには厳しい規制があり、その第一は、投書者の姓名を明記することが必要とされた。従って、この目安箱制度は敬遠され勝ちで、所期の目的を十分に果せない面が少なくなかった。こうした公設の投書制度に反して、民間に流行したものに「落書」「落文」がある。近世末期の地方文書史料の中には、この落書の取り締りに関するものが散見している。

落書の内容は、より具体的な問題を、筆者の姓名を記さずに散布するものであり、落首・狂歌・川柳などとは若干趣を異にするものである。

ここで紹介を試みた二点の資料が、厳密な意味から、これらのうちの様な部類に属させるべきかについては、問題が多い。

しかし、近世末期の辺地農村の中にもこうしたユニークな資料が散見するのであり、辺地における政治経済・社会経済史研究の為の、新しい性格の史・資料として注目しなければならぬ。

いわゆる幕藩体制の崩壊は、勿論、それを最大級に支えて来た基盤としての経済機構と機能の変質に起因するところが大きな比重を占めてはいる。

しかし、例えば寛政の改革に見る如く、封建理念としての社会秩序を堅持するため、思想面の強固な統制の必要が不可欠であったことを考える時、この思想面における変革もまた、体制の崩壊に大きく作用したことを見逃がす訳には行かない。

この経済と思想の変質とは相乗的な関係にあり、この関係こそが思潮と呼ばれるものであろう。

体制への無言・無抵抗・諦感的な従属からの脱皮運動が、近世末期の農村や農民の内に始まる。

落書や戯作は、それらの反体制的運動の始動段階の所産とも考えられる。

紹介を試みた二点の資料の史料的評価をめぐっては、様々な見解があろう。

しかし、このような奇抜な資料の出現すること自体が、すでに新しい時代の到来を意味するのではあるまいか。

江戸期の法令の中には、落文・落書に関して規制を加えるものが少なくない。

「元禄御法式」には

致落文者之類死罪、品ニより流罪、其法之仕方、軽重にて替る。と見え、当期には、このための処罰が実際に施行された例をみる事ができる。

『御触書集成』の延享三年の史料には、「近頃雷之儀には、不届至極候」とあり、雷になぞらえた落書事件の例をのせ、元文元年には、

近頃、雑説・虚説を申しふらし、物になぞらへ、作り物・らく書等流布いたし、其上今度金銀吹替二付、雑説を申、無筋儀を書付、申ふらし候もの有之、不届至極二付―下略―。

と云う内容の通達によっても、落文・落書の類がいかに盛行し、為政者側がいかに神経を鋭くしていたかを知ることができよう。

文化十一年に成った小川頭道の『塵塚談』に収める狂歌

世の中は、左様でござる御尤も

何とござるか、しかと存ぜず。

という主義が、出世の早道であると説き、文政二年の落首「出世する

歌」「出世せぬ歌」では、

何事も、はいはい左様御尤も、

仰せの通り、申し付けます。(出世する歌)

いやそれは、先規なき事、御勸弁、

然るべからず、決して御無用。(出世せぬ歌)

の二首をかけた、体制迎合主義と批判主義の顕著な差を風刺している。

右の指摘を待つまでもなく、江戸末期社会には、普遍的に、世情風刺の思潮が顕在するのであり、本小稿で紹介を試みた奇抜な二点の資料も、近世末期の辺地農村においても、中央社会とさして大差ない社会風潮がみられたことの傍証資料の一端として、ここに紹介した次第である。

註①この二資料の原典的な文献がいずれかに所在するかも知れないが、管見の段階では確認し得ていない。第二資料の表紙には「―書―之」と見え、筆者の工藤勝五郎が、これを自作したのか、写したのかの疑問の中で、自作した可能性は強い。いずれにしても、この様な資料の存在すること自体に興味を持たれる。

② 荻生徂徠『政談』『日本哲学思想全書』十七収。

③ 太宰春台『経済録拾遺』、『』十八収。

④ 後藤重巳・村井益男編『宇佐近世史料集』第二巻収。

⑤ 宇佐郡上田村生れ。天明四年〜明治六年。生涯を樞栽培に尽力した人物。

⑥ 和本、大正九年、谷口鉄之助編。

⑦ ④収史料。

⑧ 北村清十編『百姓一揆』所収。

⑨ 宇佐市『宇佐市史・中巻』収「新田開発」の項。

⑩ ④に同じ。

⑪ 『淡窓全集』上所収「懐旧楼筆記」第三十五巻。

⑫ 『万里全集』収、「東潜夫論」巻上。

⑬ 別府大学文学部史学科所蔵「中田氏文書」収史料。

⑭ ⑬に同じ。

⑮ 齊藤隆三『近世思想史概観』参照。